平成３０年（フ）第２号
北海道紋別市花園町３丁目３番25号
債務者　山口　元吉
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成３０年（フ）第３号
北海道紋別市花園町３丁目３番25号
債務者　山口　美枝
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成３０年（フ）第１５９０号
大阪府茨木市鮎川４丁目26番11号　Ｉ・Ｓ・Ｋビル　203号
債務者　漆原　英昭
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２３号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ31―310号
債務者　岡田ミヨリ
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７９号
東京都八王子市美山町1463番地美山苑
債務者　秋山　初枝
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５３０号
東京都羽村市緑ヶ丘３丁目11番地６
債務者　山本　宣雄
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５３１号
東京都羽村市緑ケ丘３丁目11番地６
債務者　山本すみ子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
栃木県小山市乙女１丁目16番20号シャンティーニュメゾンＢ棟
債務者　大嶋　清史
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第４３号
栃木県栃木市大平町西野田527番地７　グラシアＣ―103
債務者　委文　　瞳
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第５４４号
東京都昭島市松原町１丁目２番10―301号
債務者　オノエ　ロドラ　アロシマ
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８２号
東京都小平市喜平町３丁目１番13―202号
債務者　佐藤美富子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９４５号
神奈川県藤沢市打戻1789番地　古里住宅１―402
債務者　石黒　一美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９４８号
横浜市青葉区市ケ尾町536番地３　ハイツ城202
債務者　木村　　紺
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９４９号
横浜市青葉区市ケ尾町536番地３　ハイツ城202
債務者　木村　　碧
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６１号
横浜市港南区野庭町604番地　野庭団地３棟342号
債務者　須藤　伸一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部